

教えてくださいあなたの「ホンネ」
若者ワークショップに参加しませんか

申・問 こども政策課こども政策係 (☎ 47 - 4504)

桜 井市では現在、こどもや若者がもっと自分らしく、楽しく暮らせるまちを目指して「桜井市こども計画(仮称)」を策定しています。「今の桜井市、実はここが自慢」「もっとこうなれば、ずっと住み続けたい」そんなあなたの等身大の意見を直接届けてください。皆さんのアイデアや発言は、計画書の「特集ページ」で紹介するとともに、今後の取り組みに活用します。

こんなことを楽しく話します

以下のテーマに沿って、リラックスした雰囲気の中、グループで話し合います。専門知識や特別な準備は不要です。気軽に参加してください。

桜井市の未来を担う「あなた」の思いやアイデアを共有し、みんなで語り合しましょう。

▶テーマ

【若者が幸せに暮らせるまちってどんなまち?】

- 桜井市の「いいところ」
- 桜井市の「もう少しこうだったらいいところ」
- 桜井市が「若者にとって幸せに暮らせるまち」になるには

- ▶日時 6月21日@10:00～12:00
- ▶場所 市役所2階大会議室
- ▶対象 市内在住・在勤(学)または桜井市出身で、おおむね18～29歳の人(高校生不可)
- ▶定員 30名(先着順)
- ▶申込方法 6月8日@までに、右記二次元コードから申し込み



申し込みはこちら▲



地方公会計制度における財務書類を作成しました

問 財政課 (☎ 42 - 9111 内線 1662)

地 方公会計制度に基づき、令和6年度決算による財務書類4表(貸借対照表・行政コスト計算書・純資産変動計算書・資金収支計算書)を作成しました。これにより、これまでの財政運営の結果である桜井市の資産・借入金などのストック情報・行政サービスの提供に要したコスト情報など、従来の決算書だけでは把握が難しかった財務情報を補うことができます。

なお、市ホームページに、財務書類4表、用語説明、財務指標を活用した分析などを掲載しているほか、市役所3階情報公開コーナーでも閲覧できます。

財務書類の作成基準

【作成モデル】 統一的な基準に基づく

【作成基準日】 令和7年3月31日(令和6年度末日)

【対象会計の範囲】

- 一般会計等：一般会計および住宅新築資金等貸付金特別会計
 - 全体会計：一般会計等・国民健康保険特別会計・駐車場事業特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・水道事業会計・下水道事業会計
 - 連結会計：全体会計・(福)桜井市社会福祉協議会、(一財)桜井市清掃公社・(公財)桜井市体育協会・桜井市陀広域連合・奈良県後期高齢者医療広域連合・奈良県広域水質検査センター組合・奈良県広域消防組合・奈良県市町村総合事務組合
- ※連結対象となる会計・法人間で行われた補助金や繰出・繰入金などの取引を相殺消去しています。

一般会計等概要版

貸借対照表

資産	635.5 億円	負債	246.6 億円
市が所有している財産の内容と金額です。行政サービスの提供能力を示しています。		借入金(地方債)や将来の職員の退職金等、将来世代の負担で返済していく債務です。	
事業用資産 337.0 億円 (庁舎・学校・幼稚園・保育所・市営住宅など)		地方債(短期・長期) 212.3 億円	
インフラ資産 182.5 億円 (道路・公園・グリーンパークなど)		退職給付引当金 29.8 億円	
その他固定資産 90.5 億円 (出資金・ソフトウェア・貸付金・基金など)		その他 4.5 億円	
流動資産 25.5 億円(税等未収金・基金など)		純資産 388.9 億円	
		現世代がすでに負担して、支払いが済んでいる正味の資産です。	

全体会計概要版

全体貸借対照表

資産	905.1 億円	負債	469.1 億円
		純資産	436.0 億円

連結会計概要版

連結貸借対照表

資産	927.5 億円	負債	481.6 億円
		純資産	445.9 億円

市立中央公民館で開催される講座に参加しませんか

申・問 市立中央公民館 (☎ 45 - 0965)

忙しいパパ・ママの資産運用講座

子育て世代の方に向けて、資産運用の知識や注意するポイントを紹介します。



▶日時 5月27日㊦・31日㊧
各日 10:00～11:50

※両日とも同内容

▶場所 市立中央公民館 2階視聴覚室

▶講師 庵前一佐さん・平林幹啓さん
(ソニー生命保険株式会社)

▶対象 市内在住・在勤(学)の人

▶定員 20名(応募多数の場合抽選)

▶費用 無料

▶申込方法 5月16日㊤までに右記二
次元コードから申し込み



申し込みはこちら▲

スマホの便利教室

スマホのセキュリティ、詐欺対策やスマホ決済、生成AIなど、スマホの便利な使い方を、貸出スマホを使用して学ぶ教室です。



▶日時・内容

●6月17日㊦

10:30～12:00・スマホのセキュリティ

13:30～15:00・スマホ決済の使い方

●7月29日㊦

10:30～12:00・スマホの詐欺対策

13:30～15:00・はじめての生成AI

▶場所 市立中央公民館 2階視聴覚室

▶講師 ソフトバンク株式会社

▶対象 市内在住・在勤(学)の人

▶定員 各回20名(先着順)

▶費用 無料

▶申込方法 各開催日の3日前までに、電話で上記へ
(月・火曜日を除く9～17時)

小規模保育事業の設置運営事業者を募集します

申・問 保育教育課保育教育係 (☎ 42 - 9111 内線 2201)

待 機児童の解消と多様な保育ニーズに
応えるため、令和9年4
月1日開設を目指した小
規模保育事業(0～2歳児
を対象とした、定員19人
以下の少人数で行う保育事業)の設置運営事業者を募集し
ます。詳細は下記二次元コードへ。



【申し込み前に事前相談をしてください】

申し込みを検討している事業者は、募集期間開始前に必ず事前相談を行ってください(予約制)。設備基準や認可条件など、詳細について説明します。

▶申込方法 5月19日㊦までに、必要書類を保育教育課窓口(市役所1階㊧番)へ



詳細はこちら▲

第24回纏向学セミナー

申・問 纏向学研究センター (☎ 45 - 0590)

纏 向遺跡を中心とした調査研究成果を紹介するセミナーです。今回は「倭国がゆらいだ時代 - 4世紀に何が起きていたのか -」と題して寺沢知子さん(神戸女子大学名誉教授)を講師に開催します。

▶日時 7月11日㊤ 13:30～16:00

▶場所 市立図書館研修室1

▶内容 ●寺沢知子さんによる講演

●寺沢薫さん(纏向学研究センター所長)との対談

▶定員 270名(先着順)

▶費用 無料

▶申込方法 下記のいずれか

●郵送(往復はがき1枚につき2名まで)

7月3日㊤(必着)までに代表者氏名・住所・連絡先・参加者氏名を往復はがき*に記入のうえ、下記へ

●電子申請(1名ずつ申し込み)

7月9日㊦までに右記二次元コードから申し込み



申し込みはこちら▲

【申し込み先】

纏向学研究センター (〒633 - 0001 三輪686 芝運動公園内纏向学研究センター「纏向学セミナー担当」)

こどもまんなか児童福祉週間 を知っていますか

☎ こども支援課こども相談係 (☎ 47 - 4405)

こども家庭庁では、こどもや家庭、こどもたちの健やかな成長について考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「こどもまんなか 児童福祉週間」と定めています。この期間は、こどもや家庭を取り巻く環境について関心を深め、こどもたちが健やかに、そして幸せに成長できるよう、社会全体で見守り、応援する取り組みが行われます。



社会で「見守る」といっても、特別なことをする必要はありません。道ですれ違ったときにあいさつを交わす、公園で元気に遊ぶ姿を温かく見守るなど、日常の小さな積み重ねが、こどもたちにとっての安心感につながり、地域全体の防犯や虐待防止の大きな力になります。この機会に、改めて地域の宝であるこどもたちに目を向けてみませんか。

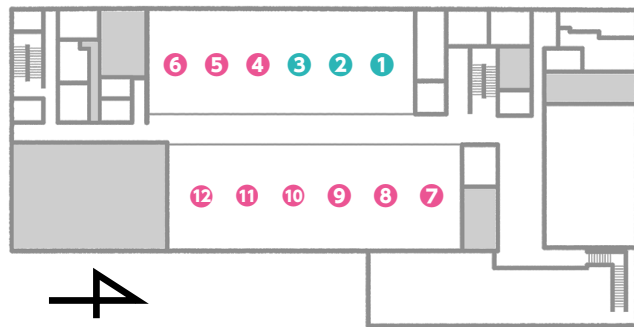
街頭啓発を行います

- ▶日時 5月11日(土) 16:00～16:30
- ▶場所 スーパーセンターオークワ桜井店・イオン桜井店・スーパーセンタートライアル桜井栗殿店

市役所2階の窓口・執務室の配置が 変わりました

☎ 管財契約課管財係 (☎ 42 - 9111 内線 1773)

組 織再編に伴い、執務室の配置を変更しました。来庁の際は、各部署の新しい場所を確認してください。



- | | |
|---------|------------|
| ① 教育総務課 | ⑦ 観光まちづくり課 |
| ② 学校教育課 | ⑧ 商工振興課 |
| ③ 社会教育課 | ⑨ 農林課 |
| ④ 都市計画課 | ⑩ 農業委員会事務局 |
| ⑤ 下水道課 | ⑪ 住宅課 |
| ⑥ 営繕課 | ⑫ 土木課 |

桜井市公共施設等総合管理計画を 改訂しました

☎ 財政課 (☎ 42 - 9111 内線 1671)

今 後の人口減少や財政状況を見据え、公共施設の総量削減・最適化などを定めた桜井市公共施設等総合管理計画は、策定から10年(第1期)が経過しました。市を取り巻く社会情勢や環境が大きく変化するなか、公共施設やインフラ施設の老朽化が進んでいることを踏まえ、全面的な改訂を行いました。



詳細はこちら▲



老朽化した危険な空き家を解体する人へ 解体工事費用の一部を補助します

☎・☎ 住宅課 (☎ 42 - 9111 内線 3163)

市 民の安全・安心と居住環境の向上を図るため、地域に悪影響を及ぼしている老朽化した空き家の解体工事費用の一部を補助します。



老朽危険空き家等除却支援事業補助金

- ▶対象物件 市内に所在する空き家で次のいずれかに当てはまる物件
 - 桜井市が特定空き家などと認定した空き家
 - 桜井市へ不良住宅認定申請を行い、その認定を受けた空き家
- ▶対象工事 対象物件の除却が12月末日までに完了する工事であり、申請時点で施工業者と未契約であること
- ▶対象者* 空き家の所有者など対象物件を除却することに正当な権限を持ち、市税などを滞納していない人
 - ※上記のほかにも対象者の条件があります。詳細は上記へ。
- ▶募集件数 5件程度(応募多数の場合、抽選)
- ▶補助額 上限30万円
- ▶申込方法 補助対象に当てはまるかを事前に確認のうえ、5月1日(金)～29日(金)(土・日曜日、祝日を除く)に上記窓口へ申し込み